

第1回「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」 議事録

開催日時：令和3年2月24日（水）
午後2時2分から午後3時56分まで
於：オンライン開催

[出席委員]

田中座長，池上委員，佐藤委員，高橋委員，田村委員

[省庁出席者]

(出入国在留管理庁)

松本次長，佐藤審議官，上原総務課長，近江政策課長，根岸在留管理課長，田平在留支援課長，稲垣外国人施策推進室長

(内閣官房)

初又内閣参事官

(総務省)

上坊自治行政局参事官（国際担当）

(文部科学省)

氷見谷国際課長

(厚生労働省)

石津外国人雇用対策課長

1 開 会

○稲垣外国人施策推進室長 本日は，御多忙中にも関わらず，本会議に御出席いただきまして，先生方におかれましては誠にありがとうございます。

本日，冒頭部分でございますが，進行させていただきます出入国在留管理庁の外国人施策推進室長をしております稲垣と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染症の感染予防ということもございまして，オンラインにより開催させていただくこととなりました。いろいろと不便なこともあるかと思いますが，是非御協力，御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは，本会議の開催に当たりまして，まずは出入国在留管理庁次長の松本から皆様方に御挨拶申し上げます。

次長，よろしくお願い致します。

○松本次長 次長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

田中座長をはじめまして有識者の皆様におかれましては、お忙しい中、当有識者会議の委員をお引き受けいただきありがとうございます。第1回会議開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

我が国における在留外国人数は、昨年6月末時点におきまして、288万5,904人ございました。過去最高となりました令和元年末と比べまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い外国人入国者数が大幅に減少したことなどから約4万7,000人の減少となっておりますが、我が国の在留外国人数が総じて増加傾向にあることは皆様御案内のとおりと承知しております。

また、我が国が本格的な人口減少社会に突入してから久しく、令和元年の人口動態統計によりますと、出生者数が約85万5,000人と過去最少となる中で、死亡者数は約138万1,000人と戦後最多となっております。少子化に歯止めが掛かっておらず、このままでは今後、我が国の人口減少は加速度的に進行していくものと予想されております。このように人口が減少し、労働力人口も減少する中、我が国で働く外国人の数は年々増加しております。このような状況に鑑みますと、現在、新型コロナウイルス感染症の影響を多分に受けているところでございますが、この状態が収束した後は、我が国に在留する外国人は更に増加していくのではないかと考えているところでございます。

他方、政府の動きといたしましては、平成30年7月4日、日本で働き、学び、生活する外国人の受入れ環境を整備することによって、外国人の人権が守られ、外国人が日本社会の一員として円滑に生活できるようにしていく必要があるとして、法務省が外国人の受入れ環境整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を担うことが閣議決定されまして、一つの大きな転機を迎えたところでございます。

そして、同じ年の12月25日には、外国人の受入れ・共生のための取組を政府一丸となってより強力的に、かつ包括的に推進していく観点から、また、外国人材の受入れ・共生に関して目指すべき方向性を示すものとして、126の施策を含んだ外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が取りまとめられました。その後、改訂を経まして、昨年7月に191の施策からなる総合的対応策の令和2年度改訂が取りまとめられたところでございます。

このように、政府を挙げて共生施策の推進に取り組んできたところでございますが、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国に在留する外国人が抱えております様々な課題を浮き上がらせることになりました。このような状況におきまして、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に施策を推進していく必要があると考えております。

政府といたしましては、我が国が目指すべき外国人との共生社会の在り方や、その実現のために中長期的に取り組むべき施策の企画立案のため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に意見を述べていただくことを目的とし、今般、本有識者会議を開催することといたしました。

委員の皆様方におかれましては、我が国が目指すべき共生社会の在り方等につきまして率直な御意見をいただきたいと思います。限られた時間ではございますが、どうぞ闊達、忌憚のない意見交換、御議論をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○稲垣外国人施策推進室長 ありがとうございます。

それでは、ここで本会議の座長を御紹介させていただきます。座長につきましては、本年1月29日に開催されました外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定されました、本日も資料にお付けしております、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催について」という文書におきまして、関係閣僚会議議長の指名する者がこれに当たるとされているところでございます。この規定に基づきまして、政策研究大学院大学長の田中明彦様が座長に指名され、座長をお引き受けいただいているところでございます。

田中座長におかれましては、東京大学東洋文化研究所長、東京大学副学長、独立行政法人国際協力機構理事長などを御歴任され、現在は政策研究大学院の大学長でいらっしゃいます。

それでは、田中座長から御挨拶を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○田中座長 ただいま御紹介いただきました田中明彦でございます。今回、外国人との共生社会の実現のための有識者会議の座長を仰せつかりまして、委員の皆様方の御協力をいただきながら、建設的に議論を進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今、御紹介いただきましたように、私は国際政治、国際関係を研究してきた者でございます。留学生との付き合いということであれば、東京大学の副学長をやっているときもありましたし、現在もしょっちゅうあります。また、その間はJICAの理事長をさせていただきました。これは外を飛び回る仕事の方が多く、余り日本国内のことというわけではありませんでした。平成28年、2016年9月から第7次出入国在留管理政策懇談会というものの座長をお引き受けいたしました。今日、御出席の高橋委員と一緒に、この4年間ぐらいのところ、出入国管理政策についての議論、勉強をさせていただいてきた次第であります。

そして、この2016年からこの間は、先ほど松本さんからのお話もありましたように、日本の在留管理に関しては大変大きな変化がございました。特定

技能制度の導入、それから、新型コロナウイルス感染症ということが起きたわけですが、こういうことを受けて、懇談会では昨年の12月に今後の出入国在留管理行政の在り方というものを法務大臣に提出させていただきました。提言の中でも、この共生社会ということも含め、中長期的なビジョンを検討する会議体を設置して国民の関心を高め、外国人材の受入れという国の在り方に関する重要な課題について議論すべきであるということ、委員の皆様からの御意見を受けて、法務大臣に申し上げたわけであります。

今回のこの会議も国民の関心を高め、受入れ・共生のための在り方を探り、そしてそれを政府に提言するという任務を担っておりますので、これまで私どもが勉強してきたことを更に深め、委員の皆様方の御協力を得ながら有意義な議論を進めてまいりたいと思っておりますので、是非よろしくお願い申し上げます。

○稲垣外国人施策推進室長 田中座長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、本会議の委員の皆様方を御紹介申し上げます。本日の配付資料の資料2にもございますが、名簿がございます、こちらの順番で委員を御紹介させていただきたいと思っておりますので、お名前を御紹介した委員におかれましては御挨拶を順に頂戴いたしたく思っております。

まずは、静岡文化芸術大学教授の池上重弘委員でございます。よろしくお願いいたします。

○池上委員 池上でございます。静岡文化芸術大学という大学名だと静岡市にあるように思われるかもしれませんが、実は浜松市でございます。私はもともと生まれ育ちは北海道なんですけれども、浜松に来たのは1996年ですので、いわゆるニューカマー外国人、ブラジル人などが急増していく、正にその期間と私の浜松での暮らしがぴったりと一致しており、そういう視点が私のこの会議への一番大きな貢献かなと思っております。一方で、私、元来はインドネシアをフィールドとする文化人類学の研究者だったものですから、1990年代から東南アジアの動きというのを見てまいったということで、国際労働力移動に関していうと、日本の場合、やはりアジアの方々、特に今は東南アジアの方が増えていますので、人材供給先である東南アジアの動き、あるいはその状況というようなこともこの会議において多少、貢献ができるかなと思っております。

私自身は基本的には、それこそ町レベルの多文化共生の審議会、協議会だとか、あるいは県のレベルの会議など、いろいろなレベルの多文化共生をめぐる会議体との関わりというのが非常に多いので、地方の視点ということで発言する場面も多いかなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○稲垣外国人施策推進室長 ありがとうございます。

次に、明治大学特任教授、佐藤郡衛委員でございます。よろしくお願いいた

します。

○佐藤委員 佐藤郡衛と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は教育を専門にしています。1980年代から、当時、東京学芸大学というところに職を得まして、そして、外国人の子供の調査研究に携わって来ました。それから数えますと30年以上たつんですけれども、大きく前進したことで、いまだ解決していない課題も多々あります。外国人の受入れ施策であるとか、日本語教育や子供の教育の課題解決につながるような議論になることを期待していますし、そのような議論になるよう個人としても努めていきたいというふうに思っております。

また、私は現在、国際交流基金の日本語国際センターの所長を兼務しております。ここでは、御承知のように、特定技能制度で来日を希望する人を対象に、海外9か国で日本語研修を行っています。ただ、コロナの状況で去年は全てオンラインで行ってきたのですけれども、日本語教師などの声も聞く機会もごさいますので、そうした立場からも議論をさせていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○稲垣外国人施策推進室長 ありがとうございます。

では、次に、株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス、高橋進委員です。よろしくお願ひします。

○高橋委員 皆様、よろしくお願ひいたします。

先ほど田中座長からお話がありましたように、私も出入国管理政策懇談会の委員の一人として参加させていただきました。エコノミストですので、主として経済の立場から意見を申し上げてきました。また、同時に内閣府の経済財政諮問会議の議員もしばらく務めておりまして、この間、外国人労働者の受入れにつながる提案もさせていただきました。それが実現して、そして、入国管理局が出入国在留管理庁になるというところも経験させていただきました。これから、この出入国在留管理庁は文字どおり共生社会の実現の舵取り役になっていくと思います。この有識者会議で共生社会実現に向けた有益な議論に貢献できればというふうに思います。よろしくお願ひします。

○稲垣外国人施策推進室長 ありがとうございます。

次に、一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事、田村太郎委員でございます。よろしくお願ひいたします。

○田村委員 よろしくお願ひします。田村です。

私は阪神淡路大震災で被災された外国人の方へのサポートをきっかけにしまして、多文化共生というキーワードで、もう26年ほどですか、活動してまいりました。総務省が2006年に作りました多文化共生推進プランでも構成員としてプランの策定に携わってきまして、先ほど池上先生も、地方のというお

話ありましたが、私も自治体の施策に関してはこれまで経験したことをお伝えできるのかなと思っております。

一方で、きっかけが阪神淡路大震災でしたので、災害復興の方にも仕事をたくさんいただき、今も復興庁の参与という肩書で東北の復興にも関わっております。そういった視点からすると、特に地域における人材不足、そこに外国人の方がやってきて大変大きな貢献をしているということも目の当たりにしております。ただ、人口が減るから穴埋めで外国人を呼ぶというのもちょっと違うかなと思っておりまして、私はダイバーシティ研究所というのを2007年に設立しておりますけれども、多様な人が地域で暮らすことのイノベーションの部分をしっかり注目していきたいというふうに思っております。

今回の有識者会議も大変楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

○**稲垣外国人施策推進室長** ありがとうございます。

本会議は、以上御紹介しました5名の先生方に加え、本日は御都合により御欠席となっております、国立社会保障・人口問題研究所副所長の林玲子委員を加えた6名により構成されております。

それでは、以後の進行は田中座長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○**田中座長** それでは、これより第1回外国人との共生社会の実現のための有識者会議の議事を進行させていただきたいと思っております。

まず、具体的な議事に入る前に、会議の公開など、会議を行うに当たっての基本的な事項について確認をさせていただきたいと思っております。

先ほどお話がありました本年1月29日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定において、本会議は原則として非公開とするとされておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。

また、議事の内容につきましては、座長は有識者会議における審議の内容等を議事概要等の公表その他の適当な方法により公表するとされております。ということで、会議後に事務局において議事録を作成しまして、御出席いただいた委員の皆様方に発言内容を御確認いただいた上で、ホームページに掲載することにより公表するというところにいたしたいと思っております。

また、会議の資料につきましては原則として公表するというにしたいと考えておりますけれども、公になっていない資料を会議の場で御覧いただくということも考えられますので、そのような場合には公表、非公表の判断をその都度行うということにしたいと思っております。

そして、この会議の概要については、会議後に事務局から報道機関に説明していただくということを予定しております。

以上が確認事項でございますけれども、これらの点について御了承いただけますでしょうか。

よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。それでは、そのように進めたいと思います。

2 議事

(1) 「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催について

○田中座長 それでは、まず、議事の1番目でございます。外国人との共生社会の実現のための有識者会議の開催についてということですが、本会議の開催趣旨をはじめ基本的な事項については、先ほど申し上げたとおり関係閣僚会議において既に決定されています。具体的には資料1及び2がございますので、これを御確認いただければと思います。フォーマリティーでございますので、是非御確認いただければと思います。

(2) 外国人を取り巻く現状等について

○田中座長 次に議事の2でございまして、外国人を取り巻く現状等についてということであり、これは事務局から説明をしていただくということになっております。

それでは、これは近江政策課長からよろしく申し上げます。

○近江政策課長 近江と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3をお開きください。5枚にわたる資料でございますが、今の外国人を取り巻く現状について、数字やこれまでの政府の取決めなどを網羅的にまとめた資料を作成いたしました。

まず、1ページ目でございます。在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合と外国人労働者数の推移ということで、三つの指標で外国人のこれまでの増減について傾向を表した資料を作成しております。指標といたしましては、上の方に凡例が載っておりますが、在留外国人数、厚生労働省で作成しております外国人労働者数、総人口に占める割合、この三つを比較させていただいております。

それぞれ一番右の方を見ていただきますと、在留外国人数につきましては2019年、令和元年が過去最高という形になっておりまして、293万3,137人、その6月後、令和2年6月末でございますが、0.16%、若干でございますが減っております。こちらはコロナの影響などもあるのかなと考えております。

あと、外国人労働者数でございますが、赤色のグラフを見ていただけますでしょうか。こちらは2020年10月末の数字でございますが、172万4,

328人ということで、こちらは過去最高を記録しております。ただ、増加率でございますが、対前年と比較いたしますと今回の数字は4%増になっております。その前の時期につきましては増加が13.6%ございましたので、増加はしているのですが、増加率としては9.6%減になっております。こちらは、厚生労働省によれば、やはりコロナの影響で雇用情勢に厳しさが見られ、宿泊、飲食、サービス業などにおいて対前年の増加率が低下しており、それが外国人労働者についても影響を与えているという分析になっております。

総人口に占める割合でございますが、こちらでも2019年、令和元年のところが最後の数字でございますが、2.32%とこちらでも過去最高になっております。前年と比較いたしますと、前年が2.16%ございましたので、伸び幅としては0.16%でございます。こちらを5年前の平成26年と比較いたしますと、5年前は1.67%ございまして、こちらの年々の増加の幅は平成26年から27年が0.09%でありましたが、今回は1年間で0.16%と、伸び幅も伸びているという状況でございます。コロナの関係の影響は出ておりますけれども、この令和元年、令和2年と過去最高を記録しているという状況になっております。

次をおめくりいただきまして、在留外国人の構成比、まずは在留資格の観点から御説明申し上げます。平成22年、ちょうど10年前と、令和2年、2020年ということで、10年間でどういう形で変化があったのかということをお説明させていただきます。

まず、念のため申し上げておきますと、専門家の先生方は御存じだと思いますが、平成22年に外国人登録制度が廃止されまして、在留管理制度に移りました。その際、統計の取り方が若干変わっております。下の方の※の注に書きましたが、平成22年はまだ外国人登録制度がありました時代でございますので、比較しやすいように、外国人登録者のうち今の中長期在留者に該当し得る在留資格を抜き出して資料を作成しております。

この10年間で80万人増加しております。伸び率も38%増ということになっております。まず構成比の変化から申し上げますと、下の囲みにも書きましたが、「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」といった就労資格が非常に増えておりまして、構成比でいいますと「技能実習」は7.6%から13.9%、「技術・人文知識・国際業務」は5.5%から10%ということで、構成比としてはほぼ倍になっております。留学生につきましては構成比としては変化なく9.7%でございます。そのほか、構成比としてマイナスになっておりますのが身分に基づく資格でございまして、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」などは構成比としては減少しております。

あと、量として見ますと、「技能実習」はプラス24万人で2.5倍、「技

術・人文知識・国際業務」につきましてもプラス17万4,000人で2.5倍になっておりまして、働く在留資格ということでは、ほぼ10年間で2.5倍になっているという状況でございます。留学生につきましても、おおむね平均値を取っておりまして、プラス7.8万人で40%増になっております。一方、「日本人の配偶者等」は5万人強減っており、マイナス幅も27%減という形になっておりまして、就労できる資格というものが構成比、量ともに非常に存在感が出てきているという状況でございます。

次をおめくりいただきまして、国籍の比較でございます。こちらと同じ数を使っておりまして、80万人増の38%増でございますが、構成比の変化からいたしますと、一目瞭然ですが、ベトナムの存在感が非常に大きくなっております。まず、順番としては7番目から3番目になっているということ、また構成比が2%であったものから14.6%に、量的にも38万人増、9.2倍になっております。そのほか構成比といたしましては中国、韓国、ブラジルが減少傾向になっておりまして、あと、フィリピンにつきましてもほぼ構成としては同じです。また、ネパールについては、2010年のときには載っていないのですが、非常に増えており、10年前は構成比としては0.8%、1%にも満たず、数字的にも1万7,149人でしたが、2020年には3.3%を占め、大幅に増加しています。

次をおめくりください。こちらは厚生労働省の先ほどの外国人労働者数の表と大体同じ内容でございますけれども、内容といたしまして、大体在留資格別に5分類にいつも分けて統計を取っていただいております。

この中には現れておりませんが、国籍別でもベトナムが外国人労働者全体の26%余りを占めており、44万4,000人程度いらっしゃいます。中国につきましても、大体同程度でございますが、24.3%で42万人、次がフィリピンということで10.7%で18万5,000人程度という形になっておりまして、この順番も実は令和2年の統計のときにベトナムが上位に来ましたが、その前年の令和元年は、少しの差ではございますが、中国、ベトナム、フィリピンという順番になっておりまして、今回ベトナムが1位に出たという形、大体数字は似てますが、順序が変わったという状況になっております。

国籍別の特徴といたしまして、ベトナムにつきましても、この労働者のカテゴリーの中では「技能実習」と資格外活動の中の「留学」、中国につきましても、2番目の就労目的で在留が認められる方、留学生、技能実習が多く、フィリピンにつきましても、一番上の身分に基づき在留する方が多くを占めており、上位の三つでも、国籍によりましてどの在留資格で労働されているかという点に特徴が出ている状況でございます。

最後、5ページでございます。共生施策の変遷という形で記載させていただ

きました。専門の先生方の前で御説明するのは非常に恥ずかしいところではございますが、簡単にこの15年程度の歴史を振り返るということで書かせていただいております。

まず、1番目、平成18年12月25日に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」というものを作っております。この背景といたしましては、平成17年に外国人登録者数が初めて200万人に到達したということがありました。その10年前である平成7年と比べまして、10年間で65万人増加し、増加が非常に目立ったこともありまして、政府として、生活者としての外国人に対しての対応を取らなければいけないということで、このような総合的対応策を取りまとめたという状況でございます。背景といたしましては、先ほど申しました外国人の増加、定住化、子供の定住化と書いてありますが、日系人の方々を中心にした定住化が見込まれ、問題が顕在化してきたということで、このような総合的対応策を策定したということになっております。

2番目は、平成21年1月30日の「定住外国人支援に関する当面の対策について」です。こちらは先ほどの資料の1番目にもありますが、平成20年9月のいわゆるリーマン・ショックと一連の世界金融危機により景気が後退し、影響を受けた定住外国人に対して支援をするため、平成21年1月9日に内閣府に定住外国人施策推進室が設置されました。その定住外国人施策推進室が中心となりまして、定住外国人をターゲットにして当面の対応策を決めたというものでございます。内容といたしましては、定住外国人に対しての教育、雇用、住宅、帰国支援、情報提供などの施策を政府全体で講ずるということになっております。

次に、三つ目でございますが、まず、平成22年8月31日に「日系定住外国人施策に関する基本指針」が策定され、それを具体化するものとして、平成23年3月31日に行動計画が作られております。この際の基本的な考え方といたしましては、日系定住外国人の方々は日本語能力が不十分な方が多いということで、日本語教育を中心にして、日系定住外国人の方々を日本社会の一員としてしっかり受け入れ、排除されないための行動計画というものになっております。ここまでが平成の10年代後半から20年代前半にかけての流れでございます。

次の4、5は直近のものです。まず4番目といたしまして、平成30年7月24日に閣僚会議が設置されたことを記載させていただいております。これにつきましては平成30年6月に、高橋先生にもいろいろ御指導いただきました骨太の方針において、人手不足ということを踏まえ、一定の専門性がある外国人を一定数入れていこうという政府の方針を示しております。その骨太の方針に基づきまして、一定の数の方々を受け入れるためには外国人の受入れ環境整

備をしていくべきだという基本方針が7月24日に閣議決定されました。その際、法務省が、外国人の受入れ環境整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案並びに相互調整を行うということで、当時の入国管理局がそのような役割を担うということが閣議決定され、同時に関係閣僚会議が設置されました。

5番目でございますが、閣議決定後初めての対応策として、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を政府横断的に作りまして、令和2年におきましてもそれが改訂されているという状況でございます。

その内容といたしましては、次の議論にも関係してきますが、総合的対応策におきまして五つの重点項目として挙げております、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進、暮らしやすい地域社会づくりということで、一元的相談窓口などの相談窓口の設置の推進や通訳支援などを入れさせていただいております。このほか日本語教育、外国人の子供に係る対策、そして基盤としての在留管理の推進という5本柱で総合的対応策は組み立てられております。

簡単でございますが、最近の状況としては以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ただいま近江課長からいただいた御説明に関連して、委員の皆様方から御意見、あるいは質問などあれば、いただければと思います。先ほどから伺っておりますように、現在の外国人を取り巻く環境については、委員の皆様方、それぞれ御知見があるというふうに拝察いたしますので、今の事務局からの説明に加えて、こういうような観察の視点と、あるいはこういうところを見なければいけないというようなところを、是非この際、御発言いただければ有り難いと思います。

それでは、挙手機能を使っただけければと思います。田村委員からお願いできますか。

○田村委員 ありがとうございます。自治体によって相当、外国人の数の多さですとか、国籍や在留資格に特徴があるように思います。例えばですが、10年前と今と比べましても、特に地方ですね、北海道や九州ですけれども、今、自治体別に見た場合、外国人人口比率が高い自治体上位10のうち三つを北海道の自治体が占めていますね。全体像を語る上では、そういう地域における状況の変化というの少し言及しておいてもいいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。中長期的な取組についての視点ということ

で、まず2点申し上げたいと思います。

外国人の定住者が増加しているわけですが、一方で日本側の外国人へのニーズも、従来の高度人材を中心に外国人の活力を取り込むという観点だけではなく、慢性化する労働力不足の下で日本人を代替するという意味での外国人を求めるといって変わってきていると思います。その意味でも、多様化する、多様な外国人を含む全ての人々が能力を最大限に発揮できる社会、これが必要なんだろうなと思います。

それから、もう一点は、いろいろなタイプの外国人が入ってくるに従って、日本社会へのセトルダウン、それから自立、あるいは日本社会での活躍、これを様々な形で支援していくことが必要になると思います。そのためには当然、環境整備を総合的、体系的に進めていく必要があると思いますが、それをどうやって現場でうまく使いやすくしていくのかという視点が必要だと思います。それから、そのときには外国人を一個人としてだけではなくて、その家族、子供も含めて、地域社会に受け入れていくことが必要で、とりわけ、外国人の子供が日本で成長して社会に出ていくときにハンディキャップを負わせるようなことはしてはいけないというふうに思います。

以上は総論ですが、少し具体的な論点ということで4点ばかり申し上げたいと思います。

一つは、意思疎通、情報伝達、相談体制の構築、こういうことを進める上で最大の鍵は言葉だと思います。最新技術なども駆使して言葉の壁、情報の壁を乗り越えないといけないと思いますけれども、いろいろなタイプの外国人がいますので、今後、日本語についての議論はあると思いますけれども、いつからでも、どこからでも、どういうふうにしても日本語が習得できるという体制、あるいはライフステージに応じた日本語を習得できる体制、これが重要なのではないかと思います。企業などは日本人の代わりに外国人を求めていますので、当然、高度な日本語を自然と求めてきます。ところが、それに対応できなければ、その外国人の出世も止まってしまうわけですから、やはりステージに応じた日本語の習得が非常に重要だと思います。

それから、日本語だけではなくて、外国人が日本にスムーズに定着するために、導入教育といいますか、ドイツがやっているような社会統合プログラムといったらいいのでしょうか、そういうものも国と自治体、あるいは企業と連携の下で作るべきではないかなと思います。そういう提言もさせていただければと思います。

それから、母国を離れて暮らす外国人は経済環境の変化に非常に脆弱です。2点目として、外国人も日本人と同じセーフティーネットでいいんだろうかというところは問題提起させていただきたいと思います。

それから、3番目に、外国人が多様化していく中で、短期に滞在する方、あるいは中長期に滞在する方、いろいろ出てくるわけで、いずれの形でも滞在しやすく、あるいは内外の行き来が容易にできるような体制を整備すること、これが必要ではないか。

最後に、日本語教育、相談体制、それから外国人の支援、あるいは相互理解促進、こういうものを進めていく上で、日本側の人材、これが非常に重要だと思いますが、そういった人材をどうやって類型化し、育てていくのか、そうしたことについて国と自治体が連携できる体制、こういうものが必要ではないでしょうか。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

中長期的な課題について、高橋委員から今包括的にコメントいただいたわけですが、もしよろしければ、近江課長からの現状報告に加えて、議事(3)についても説明していただいて、それを基にして、中長期的な課題も含めて委員からお話を伺うということにしたらどうかと思いますがいかがですか。

それでは、近江課長、次の資料4についての説明をお願いします。

○近江政策課長 座長、どうもありがとうございます。資料4と5が次の議題の在り方と取り組むべき中長期課題に合致するかと思いますので、4と5をまとめて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○田中座長 まずは4だけお願いできますか。何を重点にするかということとは分けましょう。

○近江政策課長 座長、ありがとうございます。それでは、資料4をお開きください。令和2年度の政府文書における共生社会に関する記述について御説明いたします。本年度様々な政府文書が出ております。また、各省も様々な文書を出しておられますが、ここには政府全体の文書として二つ書きました。閣議決定又は関係閣僚会議の政府横串の文書として御紹介申し上げます。

まず、下の方がいわゆる骨太の方針でございます。令和2年度の骨太の方針では、こちらの下に書いてございます、この三つが実現した社会を目指すと言われております。こちらは外国人についてということではなく、社会、ポストコロナ時代の新しい未来ということで、ニューノーマルの在り方を考えていくという文脈の中で、この三つを掲げております。

1番目が、個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実現できる社会、2番目が、誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会、3番目が、国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国ということが、今年の骨太の方針の中で、新しいポストコロナ時代の目指すべき方向として掲げられております。

上の方は、総合的対応策の本年度の改訂でございます。総合的対応策の初めには総論的なところを書かせていただいております。そこには、総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的のために作られているものであること、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していくこと、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であるということが記載されております。以上2点を本年度の政府全体の文書における共生社会に関する記述として御紹介申し上げます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。先ほどの日本における外国人の方々の現状分析を加えて、直近の政府が今打ち出している方向性がこの文書に出ているわけですが、私どもはこういうものを受けて、より望ましい方向性を探究していかないといけないわけです。その際には、今の資料で言っていることよりも、更にもう少し詳細にしていかなければならないわけですが、先ほど高橋委員から幾つかの論点について重要な指摘をいただいたと思います。ですから、ここから先は、その他の委員の方、高橋委員も更に追加的に御発言があれば、現状分析についてでも結構ですし、また、現状分析を踏まえた上で中長期的にどういう視点を重視しなければいけないかというようなことについて、委員から御発言をいただくと有り難いと思います。

どなたからお願いいたしましょうか。

先ほどは田村さんと高橋さんが御発言されたので、池上先生、いかがですか。

○池上委員 池上でございます。声は聞こえておりますでしょうか。

○田中座長 はい、大丈夫です。

○池上委員 ありがとうございます。それでは、共生社会の在り方ということについて、私からは個別具体的な施策を今ここで、これをしなさいというのではなくて、その考え方について少しお話をさせていただきたいなと思います。

先ほどの3本のポイントというのにもあったんですけども、私自身は、日本の社会を考えた場合に、外国人に対する施策だけではなくて、共生社会の土壌となる受入れ社会側の意識醸成がまだまだ不足しており、これが非常に大切なのではないかと考えています。実は今年度、静岡県外国人に関する調査、多文化共生基礎調査ということで、日本人調査と外国人調査の両方をやっているんですけども、その日本人調査の結果を見てみると、やはり多文化共生と

という言葉も、やさしい日本語なんていう言葉も、静岡県ですら、まだまだ全然認知度が低いんですね。外国人に対する施策はもちろん大事だし、外国人にいろいろと日本のことを知ってもらい、日本語を学んでもらうということは大事なんですけれども、私自身は日本社会の側がまだまだ変わっていく必要があるのかなと思っています。これが1点です。

それから、二つ目は、これから私たちが共生社会の在り方というのを考えていくときに、外国人当事者の声をどういうふうに反映させていくかということを実際に考えなければいけないのじゃないかなと思っています。今集まっている私たち、あと林先生も含めて、外国にルーツを持つ方がいらっしやらないですね。当事者の声というのがどのように反映されていくか、これも本当に大事なポイントなんだろうなと私は思っています。

それから、次は、ちょっとこれは前提に対する大きな問題提起なんですけれども、これまで日本における多文化共生、外国人の議論というのは、日本人と外国人という国籍上の二分法が絶対的な区分であるかのように進んできました。もちろん日本人と外国人というのは国籍で明確に分かれるんですけども、実際に、例えば私たちの大学、小さな規模の大学ですが、日本で生まれて育ったブラジル人とかフィリピン人の学生ががががん入ってくるわけですね。そういう状況に鑑みると、日本生まれの外国人とか、あるいは日本国籍を取得した人たちというの、日本の社会において今後どんどん増えていく。そうすると、日本人と外国人という二分法だけで議論をしていていいんだろうか、もっと多様な生き様とか、アイデンティティーの在り方とか、あるいは制度のはざまでの悩みとか、今、そこまですくい取って、向こう10年、20年先を考えていけないといけないのではないかなという気がします。

短期間滞在して日本を出ていくローテーション型の人たちの場合はそうではないですけども、定住化していく人たち、身分資格の人たちにおいては、かつて在日のコリアンの方が経験したような課題が今正にニューカマーにおいても発生しているなという認識をしています。

また、今のポイントと重なるんですけども、実はニューカマー外国人においても今、高齢化が進行しつつあります。ブラジル人、フィリピン人という、労働とか、あるいは子供の教育という問題がどうしても前面に出ます。これは間違いないんですけども、一方で統計的に見ても年代の高い人たちの割合がかなり増えているし、その絶対数も増えています。もう少し直接的な言い方をするとすれば、労働市場から撤退して日本の国で生きていくニューカマー外国人の存在というのが、これまで余り議論されてこなかったけれども、今後はそういう人たちがどう日本の社会に関わっていくかということが重要な視点になっていくんじゃないかなと思います。仕事をリタイアしてからのその人たちの

人生、老いと介護、あるいは、もう少し踏み込むと死をめぐる問題といったことが、生活レベルでは大きな課題になってくるだろうなと思います。

一方で、1990年の改正入管法施行からもう30年がたって、日本で教育を受けてグローバル人材として活躍できるような若い世代、第2世代が確実に増えています。例えば、私たちの大学に入ってくるブラジルの子たちを見ても、もう高校時代にTOEIC満点取っていますとか、あるいはポルトガル語がネイティブで、日本語も全く問題なく、英語も学内トップクラス、さらにフランス語と中国語もできます、というような人材が、まだ少なく例外と分かっているけれども、出てきています。そんな日本人、今までいないですよ。5か国語を平気で扱う日本人の大学生に私は会ったことがない。そういう学生たちが今、社会に出始めています。私がとても勇気を得ているのは、例えば静岡県内のグローバル企業などはそういう人材をどんどん採用してくれているということです。本人たちは当初、国籍のために就職差別を受けるのではないかと心配していたのですが、そんなことは全然ないですね。しかし、彼らも日本の社会で生きていく上では、今度は、結婚の問題とか、いろいろと問題が出てきます。そういう意味で言うと、在日の皆さんが経験したことと同じような含みが今、ニューカマーにおいても始まりつつあり、そういう視点も大事なのかなと思っています。

また、技能実習生や特定技能、特に1号の外国人の方、還流型が前提となっていますけれども、その人たちに日本の社会を選んでいただく必要があるだろうと思います。日本が門を開けば黙っていても来るという枠組みでは、恐らく国際的な競争に勝てないんじゃないだろうか。皆さんはいろいろと比較した上で日本を選んでいるんですね。そうすると、魅力的な実習、就労の場として日本をアピールしていかないと選ばれない日本になってしまう。アジア社会でも今、少子高齢化が進みつつあります。また、日本の社会で、あるいは会社でどんなことがあったか、経験したか、これはもう瞬時にSNSで日本国内の同胞に、そして自分の国の同胞に広がっていきます。90年代初めとは全然違うんですね。そういう今の状況の中で、持続可能な受入れ体制を構築する、それを真剣に考えなければいけないんじゃないかなと思っています。

ということで、以上、個別具体的な話というよりも、大きな共生社会というものに対する構えのようなこととお話しさせていただきました。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、順番で恐縮ですが、佐藤先生、お願いできますか。

○佐藤委員 まず外国人を取り巻く現状ということについてですが、現状であれば、このコロナの状況下での外国人固有の問題性みたいなものについても若干

取り上げる必要があるのではないかなと思いました。私どもは学校教育が中心ですけれども、やはりコロナの状況で、外国人の子供たちが非常に困っているという状況もよく聞きますので、そうした日本人と共通の問題と同時に、外国人の固有の問題性などについても若干触れる必要があるのではないかなと先ほど思いました。

続いて、多文化共生についての意見ということで少し、3点ほどお話をしたいと思います。

一つは、多文化共生の基本的な考え方ですけれども、これから多文化共生を考えるときには、その深まりと広がりとの視点が必要だろうと考えています。深まりというのは、教育を例に取りますと、1990年ぐらいから本格化してきたわけですけれども、最初、同化から始まって、分離型、これは外国人学校を見てもそうだと思います。外国人学校やインターナショナル・スクールなどは日本の公教育の枠組みとは別にとらえてきたということだと思いますけれども、その後、外国人を受け入れていくには日本の制度や仕組みを変えていくことも必要だと、言わば統合型という視点から教育の施策などを進めてきました。ただ、教育の世界では更に一步踏み込んで、新しい価値創造であるとか社会づくりという視点が不可欠だというふうになんか今、捉えられるようになってきているように思います。結局そのためには、現状の枠ではなくて、新しい制度やシステムを構築する、構想する必要があるんだということが言われるようになってきていると思います。外国人への支援策も、人権や福祉的なアプローチに加えて、社会参加や社会資源といった視点から捉えられるようになってきているというふうに取り組んでいます。つまり、外国人が社会参加できるように環境整備をしたり、多様な言語や文化を社会資源として生かしていくといったようなことだろうと思います。いわゆるグローバル人材として育てていくというのか、今の池上先生の問題意識とも共通する部分があるかなと思います。

またもう一方で、多文化を広く捉えることが必要になってきているんじゃないかなと思います。社会では国籍、人種、民族と同時に性別、年齢、障害、性的指向など、構成員の多様化が一層進んでいきます。多文化共生も、このように包括的に捉えることが必要だろうと思っています。個別の課題が埋没する危険性があるとは思いますが、現実の生活の場面では、外国人と障害であるとか、今、池上先生の話もありましたけれども、外国人と高齢といったような、クロスして捉える必要があって、そうした視点から施策が必要になっているのではないかと考えています。

この深まりと広がりというものを踏まえていくと、いわゆるSDGsとの関連で多文化共生を捉え直すということも有効ではないかなと思っています。SDGsは誰ひとり取り残さないというスローガンになっていますけれども、多文

化共生も公正，平等，インクルージョンというようなものを理念としていて，共通性を持っているように思います。SDGsの目標である，貧困であるとか，今非常に大きなテーマになっている健康，それから教育，ジェンダー，働きがい，不平等，まちづくり，公正といった目標は多文化共生と密接に関連します。このことで多文化共生が何を指すかということがはっきりしてきますし，グローバルな視点から問い直すことも可能だと考えています。要は，今後の受入れ策を検討するときに新しい制度や体制整備が必要で，それにはグローバルな視点が必要だろうという話です。

そして，二つ目，多文化共生策を統合していくということは当然必要です。多くの省庁にまたがる施策のイニシアチブを取るには，理念だけでは弱いというふうに思います。例えば，外国人の子供の教育，これは福祉や医療などの施策と結びついて初めて効果があるわけです。つまり統合的な視点が今，強く求められている。そこで，その多文化共生の基本方針を明確にして，それを推進するための裏づけになるような法整備をしていくということが必要ではないか。多文化共生の視点から外国人を受け入れるということは，政策として実現するために基本方針を策定するということが必要ではないかと思っています。また，この基本方針を省庁にまたがる計画と明確にひも付けることもしていく必要があると思います。

そして，三つ目ですけれども，多文化共生策の実効性をいかに高めていくのかということがこれから重要になってくるだろうと思うんです。理念を基に実効性のある施策を展開していく必要があるわけですけれども，多文化共生のための指標などの検討も必要ではないかなと思います。これまで多文化共生に関して多くの施策が行われてはいますが，その成果が果たしてどうなのかということが必ずしも明確ではないように思います。成果が見えないと，取り組んでいるように見えて実態が伴っていない，いわゆる多文化共生ウオッシュになってしまうという問題があります。SDGsのように目標達成に向けてターゲットをできるところから設定するということが必要ではないか，そして，それに基づいてアクションプランを具体的に作成していくということが必要だろうと思っています。また，多文化共生の方向性を示す取組を積極的に評価して，その事例を紹介していくということを検討すべきではないかと思っています。多文化共生，目標であって到達点が見えにくいということはありますけれども，一定程度達成しているような取組を積極的に評価して発信し，共有するということが重要だろうと思います。

教育の世界では外国人の子供の不就学の問題，これも今回，大きな論点になると思いますけれども，こうした不就学の子供の実態把握から，就学につなげていくような自治体やNPOなどの取組を積極的に評価して，常に発信してい

く、それは、どのようなことを進めていけばよいかを具体的に示していくことになるのではないかと。

現時点では外国人の受入れ策、自治体間の格差が非常に大きいと思うんです。そこに濃淡はあっていいんですけども、一定レベルを担保して格差を解消していくには、やはり一定の基準や方針が重要だろうと考えています。

以上、多文化共生についての基本的な捉え方であるとか、具体的にその共生に基づいてどんな施策を行っていくべきかという、方向性をちょっとお話しさせていただきました。以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今、佐藤委員から御指摘があった点で言うと、新型コロナウイルス感染症の下での現状についても事務局から少しお話を伺えればと思います。ちょっとそれは準備していただいて、まずは田村委員から、先ほどの御発言に引き続いて御発言をいただければと思います。

○田村委員 ありがとうございます。先ほどはこれまでの取りまとめに関するコメントでしたので、ちょっと短かったですけれども、今後のところで言いますと、今、佐藤先生がおっしゃった多文化共生というキーワードを今回の有識者会議で使うかどうかというところも議論が必要なのかなと思います。私は使っているんじゃないかと思っております。ポイントとしては、やはり2006年の総務省プランですね。これで多文化共生の定義づけをしまして、それを目指していくのだという方向を確立させ、自治体施策の体系的、計画的な推進ということで多文化共生というのを掲げてきました。これはあくまでも自治体施策としての多文化共生推進ということで方向性を示してきたものですが、そのときに参照しましたのは各国の移民政策ですので、基本的にはこれは自治体のというよりは、国としてやるべきことの裏返しといたしますか、表裏一体で整理をしたものです。私は、今日の話題でいうと資料5の方になるのかなと思いますが、施策の柱としても、この2006年プランでいっておりますところのコミュニケーション支援、生活支援、地域づくり、これに、昨年改訂をしましてグローバル化への貢献というものが加わり、四つの柱となっておりますけれども、従来、総務省自治行政局国際室でやってきたのは、自治体施策で必要なものを体系化したもので、これをそのまま今度はひっくり返して、国の政策として考える際も、四つの柱というのは私は有効じゃないかなというふうに思います。どんな社会を目指すのかという目標ですね、そこを今回、特に整理をして示す必要があるのではないかと思います。

そこで申し上げますと、総合的対応策の資料4の上の四角囲みの最後のところに、受け入れる側の日本人が努めていくことと、外国人側も日本の風土・文化を理解するよう努めることが重要だとあり、そのとおりなんですけれども、

やはりもう一方で、こちらも佐藤先生がおっしゃったように、国際社会の状況を私たちが理解するというのも大変重要ではないか。SDGsもそうですし、国際間人口移動に対する考え方ですとか、アジアの経済成長に私たちは余り目が向いていないといいますか、まだやはり外国人というのは安い賃金でも喜んで日本に働きに来てくれる人たちだと勘違いしている人が多いですね。実際はそんなのはもう30年前の話で、アジアもかなり経済成長しています。ほかの国々でも受入れ施策はどんどん進んでいく中で、むしろ日本は後れているんだと。もう少し国際社会に目を向けて、どのような施策が今の世界のスタンダードであって、どのような国際間の人流が盛んに行われていて、その中で日本がどのような立ち位置にあるのかということも私たちは認識しなければいけないんじゃないかなと思います。

最後に1点、この総合的対応策ですね、前回出たのが、これもやはり2006年末ですね。このときのキーワードが『生活者としての外国人』というかぎ括弧が付いています。このとき私、相当いろいろお伺いして、これは何ですかと聞きましたら、政府として新たな外国人受入れの議論をすることはまかりならんということになっておると、なので、事情はさて置き、今日本にいる外国人の人を『生活者としての外国人』と定義して、ただ、その人たちに対して何らかの対応策は立てなければいかん、そういう意図で『生活者としての外国人』というかぎ括弧付きの総合的対応策を作ったんだと当時の関係の方に聞きました。ただ、それは結果的によかったと思っています。これは文化庁においても、生活者としての外国人に対する日本語ということが進みましたし、この人たちは出稼ぎで一時滞在者じゃなくて生活者なんだと、こういう認識が広まるきっかけにはなったと思うんですね。

だとすると、今回、我々の有識者会議も、何らかの新たな定義づけ、方向性に加え、今私たちの隣人として迎えている外国人の人たちはこういう人たちなんですよということの何らかの定義づけだったり、意味づけだったりということ発信していく必要もあるのかなと。こういうワーディングってすごく重要で、私は2006年の『生活者としての外国人』という言葉について、あのときはチッとちょっと思ったんですけども、結果としては認識が変わるきっかけにはなったと思います。

今回でいいますと、やはり国際的な人の移動は更に加速をする、ただ、これはコロナでちょっと止まったりもしていますけれども、こういう事態を私たちはどう捉えて、外国人、日本人、二項対立ではないんだけど、これからこの人たちを私たちの地域社会はどのように受け止めていくのかということの、何か発想の転換になるような新しいキーワードが示せればいいなというふうに思っています。

取りあえず、ここまでのところでは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

1 ラウンド回って、高橋委員、更に付け加えることはございますか。

○高橋委員 ありがとうございます。皆さんおっしゃっていること、私も非常に勉強になります。よく理解できますし、おっしゃるとおりだと思います。生活者という言葉がいいかどうかは別として、日本人対外国人ということではなくて、外国人とあえていいますが、彼らに日本の社会の中でいかに活躍していただくか、住み心地いいとと思っていただくか、そのために、私はもちろん日本側も変わらなくてはいけないと思いますが、外国人の日本に対する理解というものも同時に必要だと思います。今は非常に頑張っている自治体とそうでないところの差が大きいので、受入れ体制、それから外国人側の動きにも非常に差があるんじゃないかと思います。国として、移民政策とはいわないまでも、どういう基本的な考え方で、どういう社会を目指して、その中に外国人をどういうふうに包摂していくのか、あえて外国人という必要もないのかもしれませんが、そういうことを考えていかななくてはいけないというふうに思います。皆さんのおっしゃることに全面的に賛成いたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、近江課長、もしよろしければ、少し新型コロナウイルス感染症下での現状の問題等について、短期的なことも含めて、情報をいただけるものがあれば、お願いします。

○近江政策課長 座長、ありがとうございます。現状について、数字的なものを今お示しすることができず、申し訳ないのですが、これまで政府としましても、コロナ禍におきまして、在留外国人の方々の困難な状況が顕在化してきたところがありましたので、先ほど申しました関係閣僚会議の下、政府全体で、困窮した我が国に在留する外国人への緊急対応を取りまとめた対応策について、御紹介させていただきます。こちらは、全ての問題を網羅しているわけではありませんが、政府全体で取った直近の対応策でございます。

三つの大きな柱がございます。まず一つ目は、報道などでも御覧になっていらっしゃると思いますが、帰国したいけれども帰れないという方々への支援です。日本でもう職もなく、在留期間も切れているので、受入れ国、国籍国に帰りたいというような方でも、自分の国籍国への飛行機が飛ばないといった問題がありまして帰れない方々が増加していました。それへの対応がまず一つ目です。二つ目は、就労、生活支援です。景気後退によりまして解雇されたり、職を失った方々が発生しているということで、こちらについての対応もしております。三つ目は、全体に関わる話でもあります。情報提供と相談体制をこれまで以上に強化していくということです。この3本柱で今まで取り組んでまい

りました。

具体的な内容を御説明いたします。まずは早期の帰国支援でございますが、御承知のとおりベトナムへの飛行機が飛ばないという問題、ベトナム側での隔離施設の問題などありまして、帰りたい外国人の方が帰れずに、在京のベトナム大使館や、いろいろな支援者のところに身を寄せておられることを、恐らく報道で御覧になっていると思います。政府といたしましては、帰っていただくための交渉をベトナム政府、在京ベトナム大使館などに行いまして、帰国を促進しております。また、出入国在留管理庁におきましては、帰国困難な方々につきまして、特に短期滞在という、もともと就労できない在留資格の方々にも少しでも生活をつないでいただくために、アルバイト等の資格外活動の許可をするなど、在留資格上の手当てを12月から進めているという状況でございます。

就職支援につきましては、これも引き続きですけれども、出入国在留管理庁といたしましては、特に技能実習生で解雇された方々に対する措置として、特定活動の6か月という形で、同じ職場で働く方には在留を続けていただくような措置をとったり、解雇されてしまった方々であっても別の、技能実習職種とは異なる職種にも、最大1年間、移っていただくという措置をとっています。これも今のところ3,500人ぐらいの方々に利用していただいているという状況でございます。

各省の施策でございますけれども、厚生労働省におかれましては、出入国在留管理庁と連携をして、在留諸申請の際にハローワークに係るリーフレットの配布をいたしまして、職業の相談、就職相談ができるように取組を行っております。また、ハローワークが行う就職支援の内容につきましても、大使館や外国人の支援団体の方々を通じまして幅広く周知を行うということを厚生労働省が取り組まれているという状況でございます。

そのほかの情報発信につきましては、我々も四谷に昨年7月にFRESC（フレスク）という一元的な相談窓口、いろいろな省庁が集まって共生社会の基盤づくりをする組織を作らせていただいておりますけれども、そちらにおきましてコロナ関係の相談のためのホットラインを作りました。加えて、外国人生活支援ポータルサイトでの情報の集約・提供をさせていただいております。

各省もいろいろ多言語化をやっていただいているんですが、やはり外国人の方々がいろいろなところを見るというのは非常に難しいということで、我々もいたしましては、できる限りいろいろな支援策について分かりやすいように一枚の紙にまとめ、配っていただけるような形の対策を取っております。まだまだ不十分でございますが、各省と連携してやっていきたいと思っております。

また次回の会議などで、もう少し準備をして御報告できるようにしたいと思います。

っております。今日のところは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

今の御説明に関して、何か具体的な御質問等はございますか。あるいは、付け加えるべき点があれば御指摘いただけますか。

田村委員，どうぞ。

○田村委員 ありがとうございます。ワクチン接種に関して、外国人の方からもいろいろな声を聞いております。また、自治体でも今、多言語のコールセンターを設けているというところも出てきております。そこで、できれば四谷の方でも総合的な、もうやっぺらっしやるかもしれないですけども、ワクチンというのは全員が打たないと意味がありませんので、これから先どこかで、所属というか、住所がないといえますか、住民登録にひも付かない人たちでも、どうしたらいいかというのが相談できるような体制が必要だと思います。そして、そのことを今後のセーフティーネットにつなげていくといえますか、管理のために使うというよりは本人の権利のために使うというのがとても大事なことだと思います。今回のワクチン接種で住民の方の健康状態とか、例えば体育館まで移動できるか、できないかということもすごくよく分かるので、私は、防災の観点から、これを地域防災計画に使うべきだというふうに申し上げています。外国人の方も同じで、今までなかなか状況が分からなかったけれども、これがワクチン接種を通してかなりのことが分かってくるので、これを次のセーフティーネットに生かさない手はないじゃないかと思って、いろいろな自治体にお声掛けしています。すると、いや、もう田村さん、その前段階で大変なんですよと、そもそもどうやってみんなに伝えたらいいか分からないし、ワクチンに関して、例えば中国ワクチン以外はハラルじゃないといううわさが出ているけれども、確認したらそうでもない。外国人の間でどのワクチンを打ちたい、打ちたくないとかいうのもあり、いろいろな混乱もあります。そこで、例えば、出入国在留管理庁の方でもこういう形でバックアップしますよというものがあれば、とてもいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

もしなければ、今日、林委員は御欠席ですが、事務局に御意見をお伝えいただいているということですので、全体の問題意識を共有するためにも、事務局から御紹介いただけますか。

○近江政策課長 座長，ありがとうございます。それでは、林先生からいただきました御意見を御紹介申し上げます。いただきました御意見をそのまま読ませていただきます。

原案では教育分野における取組が前面に出されており、歓迎。さらに保険医療、社会保障における取組も必要。保険医療については言語のバリア等による情報不足を解決するために、医療現場でのやさしい日本語の普及やITを活用した医療通訳の普及などを行い、アクセスを改善する。医療保険や生活保護の適用は、戦後の歴史を踏まえつつ、国民全体に受け入れられる公正な制度を構築することが重要。各国との社会保障協定の締結により年金のポータビリティを図る等、移動する人にも公正な制度を構築するのが必要ということでございます。

SDGsの関係でも御意見いただいております。SDGsにおける以下のような移民関係の目標、取決めに十分に勘案し、日本の方針に取り入れることは重要。SDGs 10.7を実施するための移民に関するマラケシュ・グローバル・コンパクトなど、こういう移民関係の目標取決めに十分に勘案すべきという御提案をいただいております。一方、国連レベルの議論と国内議論とバランスを取るようなスタンスが必要。日本の外国人施策には住民登録への外国人の統合、技能実習による技能の還流、二国間協定に基づいた受入れ、アジア健康構想等、諸外国に発信すべき内容も少なくないことを確認したい。

今後は外国人と日本人の境界ともいうべき外国背景を持つ人々、日本国籍取得者、日本人で外国生まれ・育ち、親が多国籍等の人々が増加することが見込まれている中、外国人と日本人の二項対立ではない概念整理が必要。また、日本国籍取得者も増加しており、将来的に続く人口減少も見据え、新しい日本人像の確立が必要。しかしながら、人口減少を移民で補充という考えは既に2000年代に否定されており、人口減少を穴埋めするという外国人受入れではなく、ダイバーシティに富んだ日本社会構築のために外国人共生社会を創生するというスタンスが重要。本有識者会議では二重国籍や選挙権といった論点には踏み込まないとされているが、それらについての国際的動向など、各種情報を共有することは重要。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。幾つか既に御発言された委員の論点と重なる点も含めて御紹介いただいたと思っております。

それでは、今までの発言を受けて、委員の間で自由に御議論を少しやっていたら結構かと思いますが、何か追加的に御発言ございますか。

もし、論点として見ると、いろいろ出したということであれば、少しこれから議論を進める方に移っていきたいと思います。今お話を伺った限りで言うと、私として今ここで全てをまとめることは不可能なんですけれども、ただ、いただいた意見の中で言うと、一つは、コンセプトに関する問題がありました。外国人と日本人という二分法というのでいいのかというような論点ですね。そう

ということになってきますと、世の中で行われる通常の様々な区別、区別に基づいた人権状況がどうなっているのかというような論点まで広がっていくわけですね。そうすると、全ての人々に対する人権を踏まえた上での共生と、その際に、もちろん外国籍であるか、日本国籍であるかということは一つの大きな指標ではありますが、それのみにとらわれているわけにはいかないというような論点もあったと思います。

そのときに、果たしてそういうものを多文化共生という言葉で一まとめにするのがよいか。共生というのはこの有識者会議の中にも使われている言葉ですので、これを否定するというのもなかなか具合が悪いわけですが、その前に多文化、文化というのを入れるのがいいのか。これをどういうふうに考えるべきかというような論点もあると思います。そして、そのコンセプトをどういうふうに作っていくかということは、田村委員がおっしゃったように、生活者というコンセプト、当初は違和感があったけれども、結構使えたなということであるとすると、どういうコンセプトを我々として考えていくのがいいのかというような論点もあろうかと思えます。

そして、そこから関連してくるのは、やはりある種、定常状態における共生社会の在り方と、それから緊急事態における状況、その中でどうやってセーフティーネット、あるいは人権、あるいは人間の安全保障というか、誰ひとり取り残さないというか、そういうものをどうやって確保していくかというような論点も出てくるかと思えます。

そしてまた、お話を伺っていて非常に感じたのは、一つはやはり国際的な視点、日本だけでこの問題をやっているわけではないということで、東南アジアのみならず、それ以外のところも含めて、それぞれの地域の状況というものをも十分把握した上で、日本の今後の共生社会の在り方を考えなければいけないし、国際的な他の状況もそうですけれども、国際社会における規範といひましようか、SDGsというお話も挙げていただきましたけれども、国際社会のノームズ、規範がどういう方向に動いているのかということもやはり十分に確認した上で、日本の共生社会というのを作らなければいけないというようなことが議論されたかと思えます。

それから、もう一つ、伺っていて、やはり私もそうだなと思えますけれども、日本の中の地域差ですね、非常にこれまでも懸命な努力を続けて、様々なよい慣行を作り出している地方自治体もあれば、ほとんど経験したことがないと言っている地域もある。それから、受入れ団体にしても、恐らくよりよいやり方を取っているところと、非常に困難を抱えているというようなところもある。そういう日本の中での違い、経験、こういうものをどうやって共有し、よいやり方を広げていくか、スケールアップしていくかというような論点も御指摘さ

れたんじゃないかなというふうに思います。

そして、何よりも、このようなことを進めていくに当たって、抽象的あるいは政策的な観点を進めるにおいても、当事者の声というものをしっかりと聴いていかなければいけないというような、今伺っていて、私としてみるとそのようなところが重要かというふうに伺いました。委員の御発言を十分酌み取れていないところが多々あると思いますけれども、後で事務局でよく整理していただければいいと思っております。

(3) 外国人との共生社会の在り方及び取り組むべき中長期的な課題について

○田中座長 それで、もしよろしければ、今後の進め方ということに関連して、どういうところをこの有識者会議で重点的に話し合っていくべきかということに最後の時間を使わせていただければと思っております。

最後、資料5のところを説明いただいて、それから、各委員からそれぞれ重点事項について御発言をいただければと思っております。

それでは、近江課長、お願いします。

○近江政策課長 座長、ありがとうございます。資料5として、外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項(案)というものを作成しております。こちらにつきましては、先ほども御紹介いたしました総合的対応策令和2年度改訂を踏まえましてこの五つのポイントになるのかなというところをまず、組み立てました。我々のところに寄せられている全国知事会や市長会などからの御要望や、個別に行った『国民の声』を聴く会というヒアリングの結果も踏まえ、この資料を作成させていただいております。また先生方から御意見いただければと思っております。

5本柱を簡単に申し上げます。日本語教育を中心とした我が国社会に適応するための支援については、自治体からはやはり財政負担の軽減をしてほしいとか、国庫補助率の引上げをしてほしいなどという御要望が強かったと承知しております。

次に、外国人の子供に対する支援でございますが、こちらにつきましても、大体この三つぐらいに集約されています。未就学、最大で2万人という数字も出ております。就学状況の把握、就学促進のための取組の支援などをしてほしいという御要望をいただいております。

3番目が行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備でございます。こちらは一元的相談窓口等への支援の拡充ということで、出入国在留管理庁の方で自治体に受入れ環境整備交付金を交付しておりますけれども、その交付金の拡充や、その使い方の利便性の向上というところを言われております。あとは、全体といたしまして、国による多言語、やさしい日本語もそう

ですけれども、その多言語化の情報発信の環境整備と、早く正しく発信してほしいということをいただいております。

4番目でございますが、こちらは総合的対応策に余りクリアアップして載っていないんですけれども、これだけ外国人の方々が増えておりますので、やはり専門的な人材の育成が必要ではないかということをお願いしています。出入国在留管理庁で全部支援できないでしょうというお声もたくさんいただいております。そういう中で、より外国人の方々、支援を必要としている方々に近い方々を育成していくべきだという観点からいただいております。自治体が行う人材の育成とか、個別には社会福祉の専門知識を持っていらっしゃる方、それから、言語能力や知識を有した相談員の方々を配置してほしいということをいただいております。

最後に、基盤といたしまして、在留管理体制の構築という、この五つを挙げさせていただきます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の重点事項について、それぞれ委員から、今のものに関連しても、関連しなくても結構ですので、順番に御意見を伺えればと思います。それでは、これはあいうえお順で、池上委員からお願いできますか。

○池上委員 池上でございます。今の五つある中の2番目、外国人の子供に対する支援ということで、この分野はそれこそ佐藤先生の専門ですけれども、かなり進んだ部分も確かにあると思います。一方で、この間ずっと手つかずだった部分もあって、その中の一つ、そして、ここに全く抜け落ちていることは、外国人学校をめぐることだと思います。外国人学校というのは当然、多様です。皆さんも足を運ばれたことあると思うんですけれども、実に多様で、ものすごくしっかりしたところもあれば、大分リーマンショックのときで消えていったわけですけれども、ちょっと刺激的な言葉を使えば子供置場のような形のところもありました。これは過去形で言いましょう、ありました。今、リーマンショックを経て10年以上たっている中で運営しているところが増えている。では、その外国人学校というのを、私たちは共生社会ということを考える上でどう位置づけていくんだらうか。あるいは、外国人学校での学びというのが、皆さんこれも御存じのように、多くの子供たちは日本でその後、生きていくわけですけれども、日本で子供たちが生きていくことを前提としたときに、どういうものであるといいのか。その辺り、余り実は国の機関では正面から議論されてこなかった問題なんです。地方レベル、特に市とか県のレベルでは、大きな枠組みで制限がある中、いろいろな取組がなされているところだと思います。外国人学校をめぐる位置づけとか、その役割とかということについても検討が

できるといいなと私、感じました。これが1点です。

もう一点は、この五つの柱の4番目、専門的な人材の育成に関することです。ここには余り特出しされていませんが、やはり地域の日本語教室を支える人材というのが地域レベルではとても重要な多文化共生のアクターだと私は認識しています。ただ、これも皆さん御存じのように、ボランティアに頼る部分がとても大きいんですね。ここ20年ぐらい見てみると、当然のことながら、そうしたボランティアの方も高齢化が進んでいます。学習支援をしているとか、日本語の支援をしているという方々が高齢化していくんですね。例えば、20年前に40歳で始めた方が今、60歳です。20年前は子育てを終わって50歳だった方が、今はもう70歳ですよ。そうすると、若い世代の人たちがそこに参入してくるかという、実はなかなかそうはいかない。というのは、それこそ昭和の時代は夫が働いて妻は専業主婦で、子育てが終われば時間があってという人たちがこういうボランティアに参入していた図式が結構あったと思うんですけども、今はもう若い人たちはみんな共働きで、とてもボランティアをやるような生活の余裕がないわけですね。したがって、グループが高齢化していったら、そこを補充することがないまま、支援が必要な人たちはどんどん増えていると、こういう図式が地方ではあちこちで出ております。

一方で、若い人たちに目を転じると、例えば今の20代の人たちを見てみると、自分の子供の頃にクラスメイトに外国人がいたと、いろいろ困っている様子なんかも見たり、あるいは部活で一緒に頑張ったりというので、大人世代とは全然違う認識をしているんですね。そういう人たちの中に、自分も多様な文化的背景を持った人と関わりたいという強い気持ちを持って、例えば大学で学んだりという人たちもいます。ただ、とても残念なのは、そうやって大学で学んだことを生かして専門で飯が食えるかという、食えないですね。なので、そういった若い人たちの気持ちが形になっていくような、専門的な人材が職業として成り立つような枠組み作り、特に持続可能な枠組み作りを今後、ちゃんと考えていかないといけないなと感じました。

以上2点です。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 この五つの柱、基本的にこういう柱でいいのではないかというふうに思います。ただ、個別の問題で言いますと、今、池上先生からも子供の教育のところで外国人学校が出てきたんですけども、もう一つ、ここでは是非議論をすべきなのが、定住傾向が強まれば、進路やキャリア形成という視点がどうしても大事になってくるんですね。子供の進路をどう切り開いていくのか、高校進学をどうしていくのか、希望すれば高等教育への進学も可能にしていく必

要があるわけですね。それから、高校卒業後に就労を希望する場合、在留資格の変更が可能になりましたので、これは大きな前進だと思いますけれども、就職希望者に職業訓練機会を提供する、こうした進路やキャリアについて、これから日本社会で生きていく子供たちのためには、どうしてもこの子供の支援では必要だろうというのが一つです。

それから、二つ目、日本語教育ですけれども、タイトルがちょっと気になるんですね。日本語教育というのが我が国の社会に適用するための支援でいいのかどうか。つまり、共生という言葉を中心に進めていくのであれば、適用するための支援が必要というのは言うまでもないんですけれども、社会参加といったような表現の方が適切ではないか。もともと日本語教育では、やさしい日本語というのは初歩的な日本語レベルというだけではなくて、地域での共通語としてのやさしい日本語という意味合いがあるというふうにいわれていますので、そうした意味でも、このタイトルに若干違和感を感じます。そして、今、池上先生とも問題を共有していますけれども、やはり専門人材のところで日本語を指導する人材育成というものを、少しやはり明確な柱にする必要があるのではないか、これを日本語教育にするのか、共生社会を支える専門的人材の育成にするのかどうか、どこに入れればいいのか、どちらでも結構だと思いますけれども、いずれにしても今、日本語教師の国家資格化なども議論されていますので、そうした日本語教育に関わる専門人材の育成というところを少し議論する必要があるのではないかと。

それから、三つ目です。入国後の議論が中心ですけれども、事前の情報提供についても少し議論をする必要があるのではないかと。特定技能制度で来日を希望する人を対象にした日本語教育が実施されていますけれども、教育とか福祉とか医療など、生活の基本になる情報提供も必要なのではないかと、そうした仕組みをどう作っていくのかというようなところを少し議論ができればいいなというふうに思っています。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは続いて、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 私も大きな柱立ては、これでいいかと思うんですが、ただ、働く外国人という意味での雇用とか労働環境のことが、どこに入るのかなというのの一つ、論点としてはあると思います。

それから、日本語について申し上げますと、実は私も外国人学校の役割について非常に気になっていまして、不就学児童が多いといいますが、この中にはかなり外国人学校に行っている子供たちもいると聞いています。それから、外国人コミュニティーの強いところでは、この外国人学校に対する支援を求める

声も随分出てきているとも聞いています。そのため、外国人学校の位置づけも含めて、日本語だけではなく、子供に対する教育という観点から、どうするかということの議論が必要ではないかと思います。そういう意味で、国、自治体、企業、市民の日本語教育の在り方についての役割分担、それから、誰にどういうステージでどういうふうに教えるのかということ、親が日本語ができずに子供だけが日本語ができる家庭もいると聞いていますので、社会参加という意味でも、誰も取り残さないという意味での日本語教育の体系をどうするべきなのか、もうちょっとパッチワークでない議論が必要かなと思います。

それから、これも同じ観点ですが、日本語を教える日本側の人材ですね、特にNPOとかでは相当ばらつきが大きいと聞いていますので、やはり底上げも含めた、教えるための体制整備、人材育成というのが必要ではないかと思います。

それから、情報提供、相談体制のところですけども、ここも、外国人学校ではないですが、外国人コミュニティーといいますか、そこでどう自治体が連携するのか、また企業が連携するのかという視点も多分、必要なのではないかと思います。結局、教育もコミュニティーもそうですけれども、確かに日本人と外国人とを分けてはいけないと思いますが、逆に外国人は、母国のアイデンティティーを残したいというような人たちもたくさんいるわけですし、そういうことも含めてどう付き合っていくのか。私も若いときにしばらく海外におりまして、やはり自分の子供の教育だとかで、日本人学校に通わせるとか、あるいは、日本人のコミュニティーがある中でどうやってその国に溶け込んでいくのかということについては結構悩むといいますか、感じた点があります。

それから、最後に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、働くという観点ですね、やはり教育を受けて就労する、そして社会人として社会参加して、かつ年とともに所得も増えてというような形に持っていかなければ住みにくいわけですし、そういう意味で、高校辺りから大学までの職業教育、あるいは社会人になってからの高度な日本語とか、それから日本の雇用、労働、職場の中での生き方みたいなところまで含めて、これは外国人側への教育と、それから企業の側の意識改革とかといったことも必要だと思いますけれども、そういったことも考えるべきではないかと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、お待たせしました、田村委員、どうぞ。

○田村委員 ありがとうございます。全体としてこの五つが、ちょっと種類が違うのが混在してしまっているかなという気がしておりまして、WhyとWhatとHowが混在しているような気がするんです。

一つ目の項目は、先ほど佐藤先生もおっしゃった、日本社会への適応という

のがちょっと僕もしっくりこないんですけども、いずれにしても、ここは日本語教育のことを使っていて、それがどういう方法なのかというのは別のところで議論した方がいいかなと。ここにWhatの、つまり何をするかだけを載せるのであれば、この並びの中でちょっと用語の整理をした方がいいかなと思います。一つ付け足していただきたいのは、外国人を対象とした施策も大事なんですけども、日本社会向けといますか、地域での交流機会の創出だったり、日本社会を対象とした、例えば異文化理解とか、コミュニケーションスキルを習得するような機会とか、住民間の交流とか、そういうものが大変重要だと思いますので、Whatの中にもう1項目足していただければいいかなと思います。やはり外国人の方を受け入れるに当たっての日本社会側の変容といますか、それがとても大事で、これはダイバーシティというテーマは全部そうですね。女性の活躍促進は大事なんですけども、男性の意識変革も同時にやらなければいけないとか、外国人受入れで外国人の側が日本語習得するのも大事ですけども、日本人の側が異文化理解を促進していくということも同時にやらないと共生社会にならないので、項目としてはそこを1項目、足しておく必要があるのではないかなと思います。

あと、Howの方ですね、どのようにそれを実現していくのかという中で言いますと、人材育成というのは、それはHowの方に入るのかなというふうに思います。ただ、大変重要なことでして、この間なかなか多文化共生社会が前に進まないと思う一番の要因は、人材のところに予算が付いていないということです。これは、例えば今、ベトナム人がぐっと増えて、法務省でも交付金を付けて、ワンストップ、いっぱい増えましたけれども、もうベトナム語の相談員がおりません。全国で募集いっぱい掛けていますけれども、いい人が採れない、採れても辞めてしまう。結果、工場で働いた方が賃金がいいと、もう今、引く手あまたです。それだけ人材育成を怠ってきたということです。私は、東京外大と大阪外大の両方でボランティア論を全部合わせて10年教えていましたけれども、本当に語学堪能な学生の就職先がないんです。特に公共機関ですね。警察ぐらいですよ。警察庁だけしっかり通訳として人材を採っていますけれども、なぜ厚生労働省や文部科学省も通訳人材を採らなかったのか。自治体でも今、相談員の契約は1年契約の本当に賃金の安い嘱託なんです。そんな条件ではいい人を採れないですね。結局、出口がないのでどの大学も育成をしなかった。結果的に共生社会を支える人材がもうほとんどいないです。

今、唯一頼りなのは日本語ができる外国人です。この人たちに本当に厚遇で、ちゃんとした身分で、相談員だったり、共生社会に必要なところに就いてもらわないと、日本の共生社会は本当に実現できない。予算が100倍になっても突然相談員は100倍に増えないし、日本語教育もしかりですね。ボランティア

アにずっと頼ってきたので、日本語教師は食えないということになっています。日本語教育の予算が100倍に増えても、日本語を教える先生は急には100倍に増えないですから。この人材育成はとても大事なんですが、何のために人材育成するんですか、どんな施策を打つんですか、どのぐらいの人材が何人ぐらい必要ですか、だから、そこに向かって育成していきましょと、多分こういう順番だと思いますので、この資料5に書かれてある施策の中に人材育成というのを、重要だけれども、入れるべきかどうかということ、次回以降のこの有識者会議で議論していただきたいなと思います。

もう一点だけ、How、どのように実現していくのかというところで、人材育成と併せて重要なのが、やはり各関連機関の連携だと思います。今、自治体は入管との情報共有がうまくできていないなという印象を持っています。特に技能実習ですね、住民登録上は技能実習生がいるらしいけれども、どこで働いていてどういう状況なのかを自治体が把握するすべがないと言っています。それは入管の地方局だったり、あるいは本庁だったり、自治体との連携をもっと図っていく必要があると思います。やはり外国人住民の方が一番接点が多い役所というのは自治体と入管局だと思うんですよ。ここでの情報提供、四谷でいろいろされるのも大事だけれども、実は品川で情報提供をもっとやった方がいいんじゃないかと思います。入管局と自治体というのが一番、日本の役所の中では外国人住民との最前線の接点になっています。そこが今、余り連携できていないという声を私はよく聞きますので、出入国在留管理庁として、せっかくある地方局、これが共生社会の推進というところでどういう役割を果たしていくのかということも、論点としては加えていただければいいのではないかなと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

この事務局で用意していただいた重点事項に対していろいろ御見解をいただきました。近江さん、今後これを整理していただいて、次回以降の議論の中で、今いただいたような意見を反映できるような形にしていただければと思っております。

私からも1点だけ、皆さんの言ったことに加えて、申し上げさせていただきたいのは、3番目のところに、行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備とあるんですけども、多言語・やさしい日本語化というのは、必ずしも情報提供だけの場面で起こることではないんじゃないかと思うんです。最もクリティカルなのは病院ですよ。病気になったときにちゃんとお医者さんと意思疎通できるのかということが、やはり、これはどこの国で暮らしていても一番心配なところなんですよ。元気なときは別にいいですけども、そう

でなくなったときに、どういうふうに相談ができるのか、あるいはお医者さんに伝える、お医者さんから意見を伝えてもらう。ですから、ちょっとこのところですね、多言語・やさしい日本語化については、単に情報を窓口で伝えるための多言語化・やさしい日本語化じゃないということを御留意いただければと私は思います。

これは、お医者さんが多言語になるというのもなかなか難しいので、お医者さんにやさしい日本語をしゃべってもらわなければいけないという局面も出てくる、そうするとお医者さんをどうやって教育するかという問題も出てくる。看護師さんにどうやって教育するかという問題も出てくる。様々な取組はもういろいろなところで行われていると思いますけれども、そういうところも少し含めていただければと思います。

何か近江課長の方から、お話を伺った上での感想とか、今後の方針とか、ありますか。

○近江政策課長 座長、どうもありがとうございます。先生方からいろいろ議論を深めていただきました。我々も勉強不足の点もあり、本当に申し訳なかったと思っております。次回は3月に予定されておりますので、それまでの間、この資料5については一度整理をさせていただきます。重点事項をもう少し細かく、どういうところを議論していただくかということもブレイクダウンし、座長と相談しながら、また、先生方の御意見も聴きながら、次回第2回に、何を議論するかということも含めて早急に対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございます。

そろそろ予定された時間の終わり頃に近づいてきたんですけれども、この際、委員から何か今の段階で御発言しておきたいということがございますか。

よろしゅうございますか。それでは、今、近江課長からおっしゃっていたような方向で、取りあえず、この五つについては整理していただくとともに、次回、何をするかということは、これは具体的に決めなければいけませんので、少し事務局と私の方で相談して、また先生方に個別に御相談することもあるかもしれませんけれども、それで次の議題を決めていきたいと思っております。

(4) 今後のスケジュールについて

○田中座長 それでは、最後に事務的な手続とかあれば、事務局からお願いいたします。

○近江政策課長 座長、どうもありがとうございます。資料6の方でスケジュールを書いておりますが、次回が来月の24日、その後、5月ぐらまで月に1回ぐら開催いたしまして、6月頃をめぐりに関係閣僚会議への御意見を提出い

ただくことを予定しております。これから正に重点事項を決めて、どういう構成でやっていくかということをお諮りしたいと思っておりますので、月に1回という頻度になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日はどうもありがとうございました。

3 閉 会

○田中座長 それでは、本日の会合はこれで終わりにしたいと思ひます。

お忙しいところ御出席、ありがとうございました。それから、関係省庁の皆様方もどうもありがとうございました。それでは、失礼いたします。

—了—